

祝 原目本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合 発行者 情報宣伝部 2025年10月13日 No.940

検討中の東日本ユニオン基本要求(第一次草案)

【賃金関係について】

- •「能力昇給」ではなく、職制別に一律の「定期昇給制度」とする こと。
- ・主任職以下の「昇格昇給額」も4,000円増額すること。

【各種手当について】

- ・「扶養手当」を廃止せず「役割遂行賃金」とすること。配偶者は 10,000円、22歳までの扶養する子ども1人につき20,000円とす ること。また、普通障がい者も年齢を問わず対象とし、20,000 円とすること。
- 「ゴールデンウィーク手当」(4月29日~5月5日)、「お盆輸送 手当」(8月11日~8月16日)を新設し、1歴日につき4,400円と すること。また、休日勤務D単価を併給すること。
- ・「年末年始手当」と休日勤務D単価を併給すること。
- ・「年末年始手当」の対象期間を、12月30日から1月4日とする こと。
- •「祝日勤務手当」を復活し、C単価45/100とすること。
- ・「拘束時間手当」を新設し、10時間以上1,000円、20時間以上 2,000円、24時間以上3,000円とすること。
- ・「超過勤務手当」のB単価を150/100とすること。
- •休日勤務は勤務開始時刻から勤務終了時刻までの全ての時 間をD単価とすること。
- ・「寒冷地手当」を廃止せず、支給条件を居住地とすること。
- •「育児・介護応援手当」を新設し「育児・介護勤務制度」を使用 していない社員に月額3,000円を支給すること。
- ・特定資格取得による「職務能力給」の加算の対象資格を複数 有する場合、全ての資格を適用すること。
- ・「遠距離異動手当」は異動や担務変更に関わらず、東北・甲 信越・北関東の各事業本部所属の社員は、居住地から勤務 箇所までの距離が50km以上又は通勤時間30分以上の場合、 首都圏の各事業本部所属の社員は100㎞以上又は通勤時間 1時間以上の場合を支給対象とすること。

【社員の働き方について】

- •事業本部内の主たる勤務地及び主たる担務の希望を把握 し、組織の見直し実施前に社員に示すこと。また、社員の希望 どおりにならない場合は、配属期間は3年とし、最長でも5年と すること。
- ・年次有給休暇を年間25日付与すること。
- ・「育児・介護制度」に関わらず全社員が短時間勤務、短日数 勤務を取得可能とすること。

【安全について】

・運転無事故表彰を廃止しないこと。

【住宅関係について】

- •「住宅等手当」の住居額における「所有住居額」及び「賃貸住 居額」の地域区分を設けず、一律地域Aの住居額とすること。
- •「住宅等手当」の地域額を「役割遂行賃金」とし、一律45,000 円とすること。
- ・社宅居住期間制限を廃止すること。
- ・社員が希望する所在地の寮に入寮できるようにすること。

【通勤について】

•「通勤手当」(自動車等)10km以上の増額を、次のとおりとする こと。10km以上 7,000円、15km以上 10,000円

20km以上 12,000円、 25km以上 15,000円

30km以上 18,000円、35km以上 21,000円

40km以上 24,000円、45km以上 31,000円

【定年制度について】

- 令和7年4月1日以前に入社した社員は「企業型確定拠出年 金制度」と「退職金制度」を選択制にすること。「退職金制度」 を選択した社員の移管金及び会社拠出金を「退職積立金」と し、会社が管理すること。なお、退職までの間に「企業型確定 拠出年金制度」への移行も可能とすること。
- ・満60歳以上の社員は原則出向とせず「JR本体」又は「出向」 の選択制とすること。
- •「60歳早期退職制度」を新設し「早期退職加算金」として300万 円を支給すること。

【乗務員関係について】

- ・乗務員手当を廃止しないこと。
- ・特定資格取得による「職務能力給」の加算に、甲種電気車運 転免許、甲種内燃車運転免許、新幹線電気車運転免許、蒸 気機関車運転免許を対象資格とし、いずれかの資格を有し 「医学適性検査第1種」及び「運転適性検査第A類」の適性資 格を有する社員に10,000円を加算すること。
- ・乗務員への登用は希望を重視すること。なお、乗務員養成は 各事業本部で実施すること。
- ・乗務業務における勤務指定は「乗務割交番作成規程」の在 宅休養時間を適用すること。
- ・予備勤務を廃止しないこと。
- •一般線区の拘束時間限度を稠密線区と同等とすること。
- ・変形勤務等で急遽乗務する場合のアルコール検査で、0.00 mg/Q以上の表示を確認しても欠在とせず、飲酒を否定して 0.15mg/Q未満の表示の場合は、乗務業務以外を継続可能と すること。